

議第1号

駒ヶ根都市計画道路の変更について

平成31年(2019年)1月15日提出
長野県都市計画審議会長

30都第297号
平成30年(2018年)12月20日

長野県都市計画審議会長 様

長 野 県 知 事

駒ヶ根都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

駒ヶ根都市計画道路の変更 (長野県決定)

1. 都市計画道路に3・3・23号伊駒アルプスロード線ほか1路線を次のように追加する。
2. 都市計画道路中3・5・1号名古屋塩尻線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域		構造					備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造			
幹線街路	3・3・23	伊駒アルプスロード線	駒ヶ根市赤穂	宮田村中越	宮田村大久保	約4,400m		4車線	28m			駒ヶ根市約610m 宮田村約3,790m	
	構造形式の内訳		駒ヶ根市赤穂	宮田村大久保		約1,360m	嵩上式	4車線	28m	幹線街路と平面交差1箇所			
			宮田村大久保	宮田村大久保		約420m	嵩上式	4車線	28m				
			宮田村中越	宮田村中越		約450m	嵩上式	4車線	28m				
						約2,170m	地表式	4車線	28m	幹線街路と平面交差1箇所			
3・5・24	大田切町一区線	宮田村大田切	宮田村町一区	町三区	約2,220m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差5箇所				
3・5・1	名古屋塩尻線	駒ヶ根市赤穂	駒ヶ根市赤穂	北町	約5,020m	地表式	2車線	12m	J R 飯田線と立体交差2箇所 幹線街路と平面交差9箇所				

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

3・3・23号伊駒アルプスロード線は、本都市計画区域の活性化及び広域交通網の整備に大きく資するものであることから、本案のとおり追加し、これに伴う既決定の関連する都市計画道路を変更するものである。
また、本都市計画による3・3・23号伊駒アルプスロード線が周辺環境に与える影響については、伊駒アルプスロード環境影響評価書に示す通り、都市計画を定める上で支障がないと判断する。

駒ヶ根都市計画道路の新旧対照表

(旧)

種別	名称		位置			区域		構造					備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造			
幹線街路	3・5・1	名古屋塩尻線	駒ヶ根市赤穂	宮田村	北町	約8,240m	地表式	2車線	12m	J R 飯田線と立体交差2箇所 幹線街路と平面交差13箇所			

(新)

種別	名称		位置			区域		構造					備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造			
幹線街路	3・3・23	伊駒アルプスロード線	駒ヶ根市赤穂	宮田村中越	宮田村大久保	約4,400m		4車線	28m			駒ヶ根市約610m 宮田村約3,790m	
	構造形式の内訳		駒ヶ根市赤穂	宮田村大久保		約1,360m	嵩上式	4車線	28m	幹線街路と平面交差1箇所			
			宮田村大久保	宮田村大久保		約420m	嵩上式	4車線	28m				
			宮田村中越	宮田村中越		約450m	嵩上式	4車線	28m				
						約2,170m	地表式	4車線	28m	幹線街路と平面交差1箇所			
3・5・24	大田切町一区線	宮田村大田切	宮田村町一区	町三区	約2,220m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差5箇所				
3・5・1	名古屋塩尻線	駒ヶ根市赤穂	駒ヶ根市赤穂	北町	約5,020m	地表式	2車線	12m	J R 飯田線と立体交差2箇所 幹線街路と平面交差9箇所				

変更理由書

駒ヶ根都市計画道路3・3・23号伊駒アルプスロード線は、伊那谷を縦貫する広域幹線街路として、中央自動車道西宮線や一般国道153号などを補完・代替える道路としての役割を担うものです。

駒ヶ根及び宮田市街地は、天竜川右岸に位置し、他都市と接続する主要な交通軸として名古屋・東京の二大都市を連絡する中央自動車道と並行して一般国道153号及び広域農道がありますが、このうち一般国道153号は慢性的に混雑しており、自然災害や事故等による障害発生時には緊急輸送機能が確保されていない状況にあります。

さらに、平成39年のリニア中央新幹線の開業にあわせて、リニアの整備効果を広く県内に波及させるため、当該区間の道路整備が求められています。

このため、本路線は混雑の解消、円滑で安全な交通の確保、災害に強い上伊那地域の主要幹線街路として、機能的な都市活動及び土地の有効利用等を勘案したなかで、既存の市街地の発展を阻害することなく、広域交通を支える道路及び中央自動車道西宮線や国道153号を代替する道路として、起点を駒ヶ根市赤穂（伊南バイパス終点）、終点を宮田村中越（伊那市境）とする延長約4,400m、路線全体の有効幅員は28mで都市計画決定し、本都市計画区域の産業経済等の交流促進と機能的な都市活動の確保を図るものです。

また、この路線の追加に伴い、国道153号及び伊南バイパスとの円滑なアクセス機能を確保するため、3・5・1号名古屋塩尻線について駒ヶ根市区間では、終点を駒ヶ根市赤穂（伊駒アルプスロード起点）に変更するとともに、宮田村区間の一部を3・5・24号大田切町一区線として名称変更し、周辺の土地利用と既存の都市計画道路網との効果的な接続を勘案し、起点を宮田村大田切（伊駒アルプスロード交差点）、終点を宮田村町一区（伊那市境）とする延長約2,220m、路線全体の有効幅員は12mの幹線街路に変更するものです。

なお、本都市計画による3・3・23号伊駒アルプスロード線が周辺環境に与える影響については、伊駒アルプスロード環境影響評価書に示す通り、必要な環境保全措置を実施することにより実行可能な範囲内で環境影響を回避又は低減が図られるものと評価していることから、都市計画を定める上で支障がないと判断する。

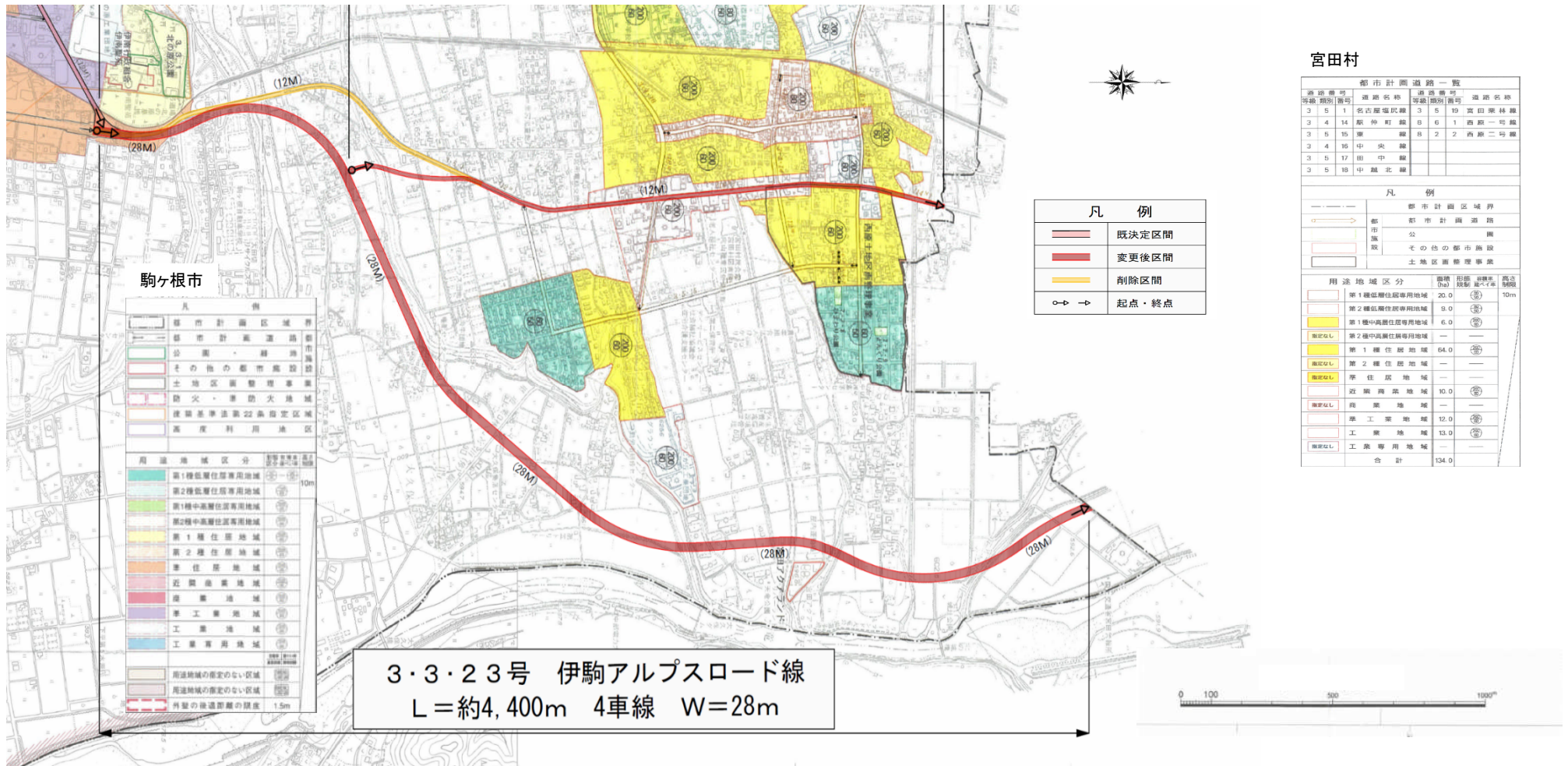
都市計画の策定の経緯の概要

駒ヶ根都市計画道路の変更

3・5・1号名古屋塩尻線、3・3・23号伊駒アルプスロード線、3・5・24号大田切町一区線

事 項	時 期	備 考
説明会（ルート原案）	平成29年 8月 8日（火） 平成29年 8月 9日（水） 平成29年10月27日（金） 平成29年10月31日（火）	駒ヶ根市町四区 駒ヶ根市役所 宮田村大久保地区 宮田村役場
公聴会開催の公告 公聴会の公述人申込書締切 公聴会の開催 （都市計画法第16条第1項）	平成29年11月24日（金） 平成29年12月 8日（金） 平成29年12月16日（土）	公述の申出なかったため中止
関東地方整備局長事前協議	平成30年 1月23日（火）	
関東地方整備局事前協議回答	平成30年 2月15日（木）	
計画案の縦覧公告 計画案の縦覧 （都市計画法第17条第1項）	平成30年 3月12日（月） 平成30年 3月12日（月）～ 平成30年 4月12日（木）	
説明会（計画案及び準備書）	平成30年 3月13日（火） 平成30年 3月14日（水） 平成30年 4月15日（木）	宮田村役場 宮田村大久保地区 駒ヶ根市町四区
市町村意見聴取 （都市計画法第18条第1項）	平成30年 6月 4日（月）	
市町村意見聴取回答 （都市計画法第18条第1項）	平成30年 6月12日（火） 平成30年 6月21日（木）	駒ヶ根市 宮田村
長野県都市計画審議会 （都市計画法第18条第1項）	平成31年 1月15日（火）	
国土交通大臣協議 （都市計画法第18条第3項）	平成31年 1月下旬（予定）	
国土交通大臣協議回答 （都市計画法第18条第3項）	平成31年 2月中旬（予定）	
変更告示 （都市計画法第20条第1項）	平成31年 2月下旬（予定）	

駒ヶ根都市計画道路の変更計画図(長野県決定) 3・3・23号 伊駒アルプスロード線



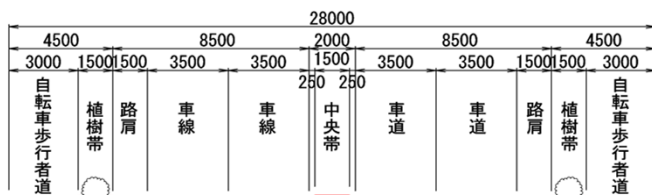
	既定区間
	変更後区間
	削除区間
	起点・終点

路線番号	道路名称	路線番号	道路名称
3 5 1	名古屋電気線	3 5 19	宮田東林線
3 4 14	坂井町線	8 6 1	西原一号線
3 5 15	栗原線	8 2 2	西原二号線
3 4 16	中央線		
3 5 17	田中線		
3 5 18	中越北線		

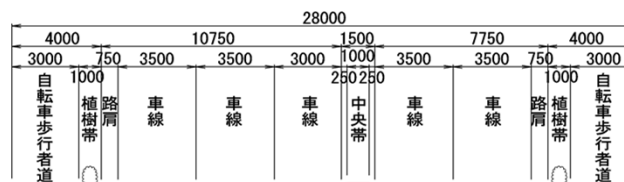
用途地域区分	面積率 (ha)	容積率 (%)	高さ制限 (m)
第1種低層住居専用地域	20.0	100	10m
第2種低層住居専用地域	9.0	100	—
第1種中高層住居専用地域	6.0	—	—
第2種中高層住居専用地域	—	—	—
第1種住居地域	64.0	—	—
第2種住居地域	—	—	—
準住居地域	—	—	—
近隣商業地域	10.0	—	—
商業地域	—	—	—
準工業地域	12.0	—	—
工業地域	13.0	—	—
工業専用地域	134.0	—	—
合計	134.0	—	—

3・3・23号 伊駒アルプスロード線
L=約4,400m 4車線 W=28m

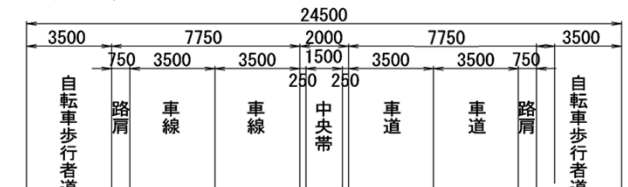
道路幅員構成
一般部



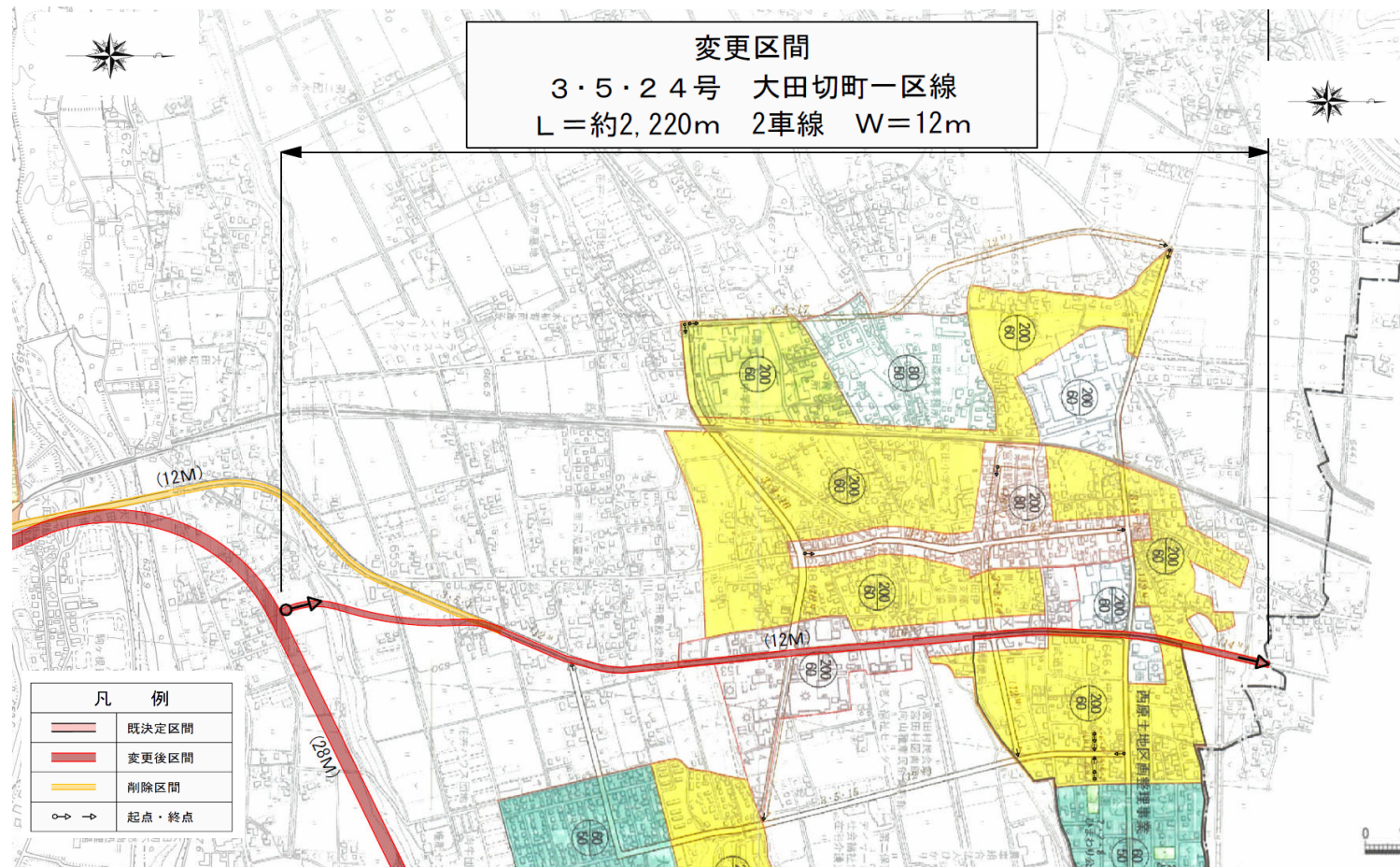
交差点部



橋梁部(50m以上)



駒ヶ根都市計画道路の変更計画図(長野県決定) 3・5・24号 大田切町一区線

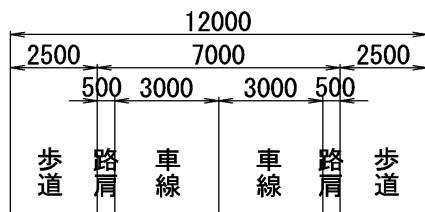


道路番号	道路名称	道路番号	道路名称
3 5 1	名古屋塩尻線	3 5 19	宮田栗林線
3 4 14	辰神町線	8 6 1	西原一号線
3 5 15	栗 線	8 2 2	西原二号線
3 4 16	中央 線		
3 5 17	田中 線		
3 5 18	中越北線		

---	都市計画区域界
→	都市計画道路
○	公園
□	その他の都市施設
■	土地区画整理事業

用途地域区分	面積 (ha)	形態規制	容積率	高さ制限
第1種低層住居専用地域	20.0	①	—	10m
第2種低層住居専用地域	9.0	②	—	—
第1種中高層住居専用地域	6.0	③	—	—
第2種中高層住居専用地域	—	—	—	—
第1種住居地域	64.0	④	—	—
第2種住居地域	—	—	—	—
準住居地域	—	—	—	—
近隣商業地域	10.0	⑤	—	—
商業地域	—	—	—	—
準工業地域	12.0	⑥	—	—
工業地域	13.0	⑦	—	—
工業専用地域	—	—	—	—
合計	134.0			

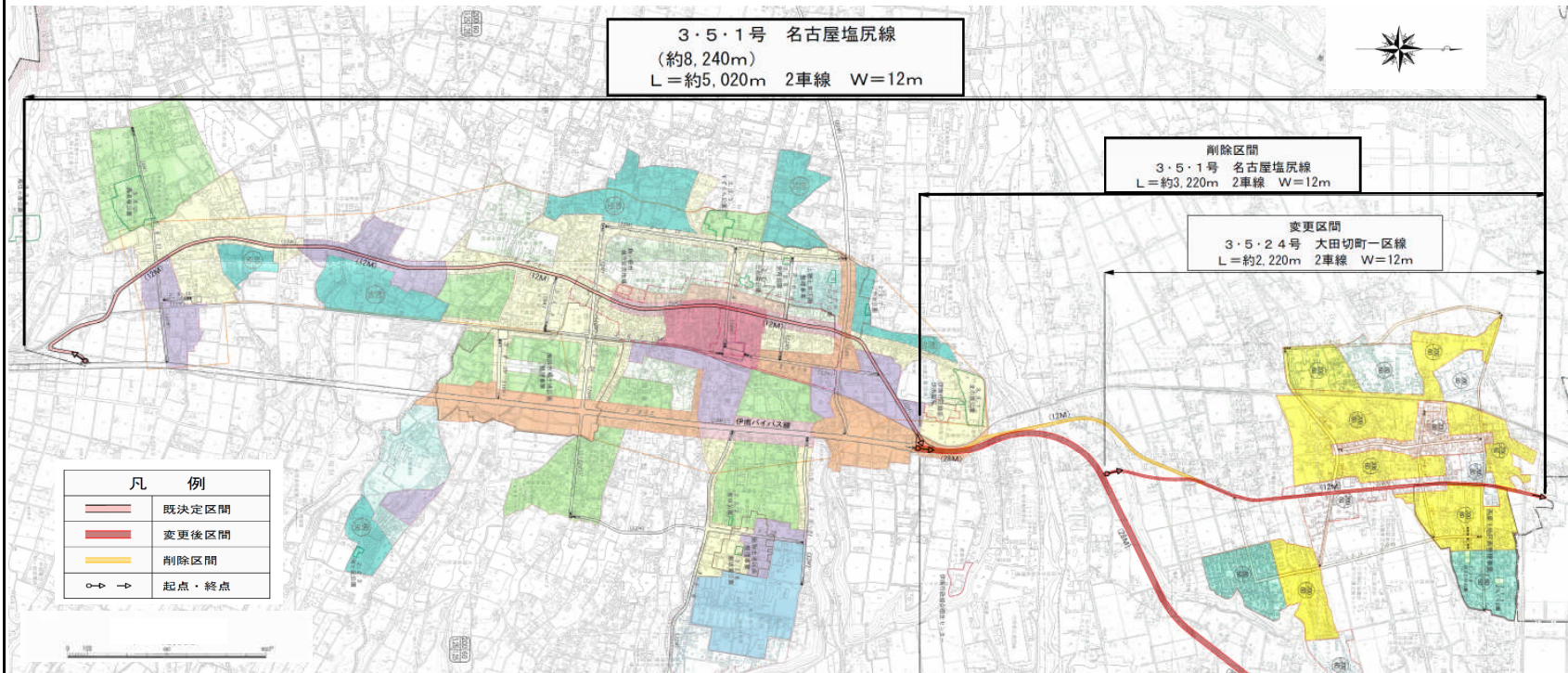
道路幅員構成



駒ヶ根都市計画道路の変更 3・5・24号 大田切町一区線の決定について 決定理由

駒ヶ根都市計画道路3・3・23号伊駒アルプスロード線の追加に伴い、3・5・1号名古屋塩尻線の一部区間および3・3・23号伊駒アルプスロード線へのアクセス道路を3・5・24号大田切町一区線として新たに都市計画決定するものです。

駒ヶ根都市計画道路の変更計画図(長野県決定) 3・5・1号 名古屋塩尻線



駒ヶ根市

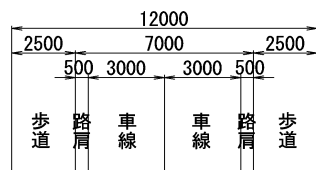
凡 例	
	都市計画区域境界
	都市計画道路
	市道
	その他の都市施設
	消防・消防地域
	建築基準法第22条指定区域
	高度利用地域
用途地域区分	
	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	用途地域の規定のない区域
	用途地域の規定のない区域
	料物の積込距離の確保 1.5m

宮田村

都市計画道路一覧			
道路番号	道路名称	道路番号	道路名称
3・5・1	名古屋塩尻線	3・5・19	大田切町線
3・4・14	新井町線	3・5・2	西野二丁目線
3・5・15	新井町線	3・5・2	西野二丁目線
3・4・16	中央線		
3・5・17	甲線		
3・5・18	甲線		

凡 例	
	都市計画区域境界
	都市計画道路
	市道
	その他の都市施設
	消防
	土地区画整理事業
用途地域区分	
	第1種低層住居専用地域 20.0
	第2種低層住居専用地域 5.0
	第1種中高層住居専用地域 6.0
	第2種中高層住居専用地域 —
	第1種住居地域 54.0
	第2種住居地域 —
	準住居地域 —
	近隣商業地域 60.0
	商業地域 —
	準工業地域 13.0
	工業地域 33.0
	工業専用地域 —
合計	134.0

道路幅員構成



駒ヶ根都市計画道路の変更 3・5・1号 名古屋塩尻線の変更について
変更理由

駒ヶ根都市計画道路3・3・23号伊駒アルプスロード線の追加に伴い、既決定の都市計画道路との円滑な交通処理を図るため、3・5・1号名古屋塩尻線について駒ヶ根市区間では、終点を駒ヶ根市赤穂(伊駒アルプスロード起点)に変更するものです。